

別表第2 記録撮影による出来形管理

# 撮影記録による出来形管理

## 1 目的

この写真管理基準(以下、「管理基準」という。)は、長野県農政部が発注する農業農村整備事業等に係る工事について、施工管理基準で定めた「撮影記録による出来形管理」の趣旨に従い、工事写真の撮影、整理が適切に行われることを目的として、工事の出来形の適正化を図るため、受注者が実施する撮影記録による出来形管理の基準を定めたものである。

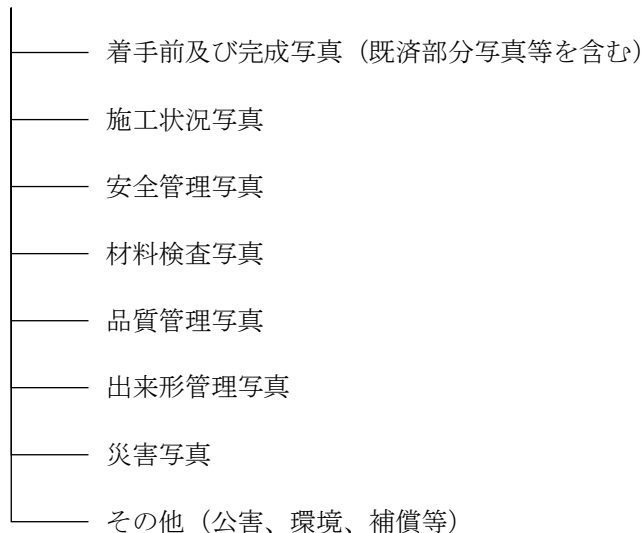
## 2 適用

この管理基準は、長野県農政部が発注する農業農村整備事業等に係る工事に適用するもので、この管理基準と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書を優先する。

## 3 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。

工事写真



## 4 撮影

工事写真の撮影に当たっては、施工管理基準の規定に従い行うものとする。施工管理基準に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。

### (1) 撮影頻度

施工管理基準の撮影基準及び撮影箇所の規定に従うものとする。

### (2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判別できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ・ 工事名
- ・ 工種等
- ・ 測点(位置)
- ・ 設計寸法 ( )書き表示する。

- ・実測寸法
- ・略図

小黒板の判読が困難となる場合は、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要な事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員等が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

#### (3) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

農林水産省の「情報化施工技術の活用ガイドライン」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同ガイドラインによる。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同ガイドラインによる。

#### (4) 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

ア 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

イ 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

ウ 監督員等または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できるものとする。臨場時の状況写真は不要。

#### (5) 写真の編集

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(令和5年3月1日付け、国技建管第14号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

#### (6) 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

ア 写真はカラーとする。

イ 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)映像と読み替える場合は、以下も追加する。

ウ 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

エ フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員等と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

#### (7) 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

ア 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員等の指示により追加、削減するものとする。

イ 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

ウ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

エ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。

オ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員等と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

## 5 整理提出

施工管理基準に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員等に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は国土交通省「デジタル写真管理情報基準」

に基づくものとする。

## 6 黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化について、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合は、以下の(1)から(6)により実施するものとする。

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、施工管理基準に示す項目について、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のための参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等は、受注者が準備し、使用前に監督員の承諾を得るものとする。

(参考)使用機器の事例

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、この事例中の機器の事例に限定するものではない。

(3) (1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(4) 工事写真の取扱いは、施工管理基準及び要領等によるものとする。

(5) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(6) (3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を工事完成時に納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。

## 7 その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

(1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

(2) フィルムカメラを使用する場合は、写真管理基準を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

	工種	撮影基準	撮影箇所
1 共通 工事	1. 一般		
	(1)着手前・完成	工事着手前及び完成後の全景(できるだけ同一部位から撮影する。	
	(2)施工状況写真	施工状況、施工法について適宜撮影する。また、高度技術、創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように撮影する。	高度技術、創意工夫・社会性等に関する実施状況箇所を撮影し提出資料に添付する。
		仮設関係について適宜撮影する。	使用材料、仮設状況、形状寸法等を撮影する。
		図面と現地との不一致がある場合はその状況を撮影する。	必要に応じてその都度撮影し、施工協議書等に添付する。
		基礎工等で埋没される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。	不可視部分について撮影をする。
	(3)被災状況	被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。また、被災した場合は、被災状況、被災規模等を撮影する。	出来高、被災前、被災直後、被災後をその都度撮影する。
	(4)安全管理	各種標識類の設置状況について各種類毎に1回撮影する。	設置後に撮影する。
各種保安施設の設置状況について各種類毎に1回撮影する。		上記と同一。	
交通整理員等の状況について各1回撮影する。		作業中の状況を撮影する。	
安全訓練等の実施状況について実施毎に1回撮影する。		実施中の状況を撮影し、実施状況資料に添付する。	
(5)使用材料	使用する材料について品目毎に1回撮影する。	形状寸法、検査実施状況、その他必要箇所を撮影する。	
(6)事故報告	事故の状況について撮影をする。	その都度撮影をする。着手前は付近の写真でも可。 その都度撮影をする。	
(7)補償関係	被害状況、損害状況について撮影をする。		
(8)その他	その他必要に応じて適宜撮影する。		

	工種	撮影基準	撮影箇所
1 共通 工事	2. 掘削	施工延長おおむね40m～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	3. 盛土	上記と同一	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	4. 石積み(張) ブロック積(張)	施工延長おおむね40m～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	床堀、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
	5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
	6. 矢板打工	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	偏心量、その他必要な箇所を撮影する。
	7. オープンケーツン	構造の寸法表示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、長さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	8. コンクリート吹付 モルタル吹付	施工延長おおむね200～400㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、則勾配、法長、厚さ、ラス張、アンカー打込み、その他必要箇所を撮影する。
	9. 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。
	10. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、 監渠、横断構造物、RC 橋、コンクリート擁壁、そ の他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	11. 精度を要するもの 分土工軽量部 ゲート戸当部 橋台沓部	構造図の寸法表示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	12. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	13. 土水路	おおむね施工延長200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	14. 鉄筋組立	1スパン(1打設ブロック)ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。

	工種	撮影基準	撮影箇所
2 ほ場整備工	1. 表土扱い	おおむね10a当り1箇所の割合で撮影する。	表土厚をする。
		おおむね1ha当り1箇所の割合で撮影する。	剥ぎ取り状況、表土集土状況、集土検測を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	おおむね10a当り1箇所の割合で撮影する。	基盤面、表土埋戻後、を撮影する。
		おおむね1ha当り1箇所の割合で撮影する。	表土埋戻状況を撮影する。
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	高さ、幅、その他必要箇所を撮影する。
4. 用排水路	おおむね路線ごとに1～3枚程度撮影する。 上記と同じ。	布設状況、出来形を撮影する。 畦畔を含め、幅、高さ、厚さ等を撮影する。	
	5. 道路工 (砂利道)	幹線道路は、40～100mにつき、1箇所の割合で、支線道路は、200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。	まき出し厚、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。
3 農用地造成工事	1. 耕起深耕	おおむね1ha当り2～3箇所撮影するほか、つぼ堀は2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑)	テラス延長100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道)	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良	おおむね2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成	測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 舗装工事・道路改良工事	1. 路盤工	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、抗口、その他必要箇所を撮影する。
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは80～100mに1箇所、コンクリート吹付は40～50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、抗口、その他必要箇所を撮影する。

	工種	撮影基準	撮影箇所	
5	水路トンネル工事	1. 水路トンネル 巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他の掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、抗口、その他必要箇所を撮影する。	
6	水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
		2. 現場打サイホン	上記と同一。	上記と同一。
		3. 現場打暗渠	上記と同一。	上記と同一。
		4. 鉄筋コンクリート大型フリューム 鉄筋コンクリートL形水路	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリュームについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL形水路については、幅、厚さ、布設、その他必要箇所を撮影する。
		5. ボックスカルバート水路	上記と同一。	高さ、その他必要箇所を撮影する。
7	排水路工事・河川工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	厚さ、幅、法勾配、法長、その他箇所を撮影する。
		2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵居については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
		3. ライニング水路 連結ブロック コンクリートマット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。
8	管水路工事	1. 管体基礎工 (砂基礎、及び埋戻し等)	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	基礎、埋戻し等の厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を撮影する。
		2. 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管)	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
		3. 管水路 (ダクタイル鋳鉄管、強化プラスチック複合管)	上記と同一	上記と同一
		4. 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	上記と同一	上記と同一
		5. 管水路 (綱管)	上記と同一	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影する。



	工種	撮影基準	撮影箇所
8 管水路工事	6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、その他必要な事項について撮影する。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管 布設状況、外観検査、ジョイント関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
	9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一。
9 畑かん施設工事	1. スプリンクラー	1ha当り1～2箇所の割合で撮影する。	埋設深を撮影する。
10 橋梁工事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図寸法表示箇所を桁ごとに撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施設面積おおむね30～60㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一。	上記と同一。
11 橋梁下部工	1. 橋台工	構造図寸法表示箇所を1基毎に撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1共通工事の10. 精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 反重力式	上記と同じ	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋脚工 (ラーメン式)	上記と同じ	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

	工種	撮影基準	撮影箇所
12 法面保護工事	1. 法面保護工	客土吹付、植生基材吹付は、コンクリート吹付、モルタル吹付は施工面積おおむね200～400㎡につき1箇所、その他は1,000㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。
	13 暗渠排水工事	1. 吸水渠 2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	1. 1耕地当り1～2箇所の割合で撮影する。 2. 施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。
14 フィルダム工事	1. 監査廊	1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 提体盛立	盛立高さおおむね3～5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 ストックパイルは造成の都度1箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラック工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪水吐	2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋設計器	各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトボーリング	ボーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。
15 頭首工事	1. 本体	構造図の寸法表示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね200㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎地盤状況、裾付け状況、その他必要箇所を撮影する。
16 海岸河川工事	1. 捨石工 消波ブロック工	施工延長おおむね40～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。

	工種	撮影基準	撮影箇所
17 ため池改修工事	1. 提体工	施工延長おおむね20～40mにつき1箇所の割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. ボーリンググラウト工	施工削孔につき1回の割合で撮影する。 注入材使用料は空袋等の撮影で行う。 施工削孔10孔に1箇所の割合で撮影する。	削孔位置、深度、注入材料使用量、濃度(比重計による)、圧力計、その他必要箇所を撮影する。
18 集排水路工事	1. 管路工	マンホール間につき1箇所撮影する。	掘削幅、掘削高、管布設状況、管径、砂基礎幅、砂基礎厚、埋戻幅、埋戻厚、その他必要箇所を撮影する。
	2. マンホール工	マンホール毎に撮影する。	掘削幅、掘削高、基礎砕石幅、基礎砕石厚、マンホール設置(路面からの高さ)、埋戻幅、埋戻厚、その他必要箇所を撮影する。
19 地すべり対策工	1. 集水井工	地質が変わる毎に施工中1回、ライナープレート施工中2mごとに1回の割合で撮影する。 材料の寸法は、1施工単位1回撮影する。	土質状況、ライナープレートの組立状況、材料の寸法、その他必要箇所を撮影する。
	2. 杭打工	杭打工は20本に1箇所の割合で撮影する。	杭の本数、長さ、径、沈下量、その他必要箇所を撮影する。
	3. 小口径ボーリング工	1孔毎に撮影をする。	位置、深度、推進角、湧水量、検尺、その他必要箇所を撮影する。
20 安全施設工	1. 防護柵類	1施工単位に1回撮影する。	基礎幅、基礎高さ、根入れ長、取付高について撮影する。
	2. 標識類	基礎タイプ毎に5箇所に1回撮影する。	基礎幅、基礎高さ、根入れ長について撮影する。
	3. 支線誘導標	1施工単位に1回撮影する。	高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 区画線工	材料使用量は全数量、施工状況は施工日に1回撮影する。	施工前・後について、材料、施工状況を撮影する。

	工 種	撮影基準	撮影箇所
21 品質管理	1 コンクリート (施工) (1)塩化物総量規制 (2)スランプ試験 (3)圧縮強度試験 (4)空気量試験 (5)コアによる強度試験 (6)コンクリートの洗い分析試験 (7)コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回撮影する。 コンクリートの種類毎に1回撮影する。 コンクリートの種類毎に1回撮影する。 品質に変化が見られた場合 品質に異常が認められた場合 品質に異常が認められた場合 品質に異常が認められた場合	試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中(コンクリート舗装の場合)
	2 コンクリート (施工後) (1)ひび割れ調査 (2)テストハンマー試験 (3)コアによる強度試験	構造物毎に1回撮影する。 構造物毎に1回撮影する。 テストハンマー試験により必要と認められた場合	試験実施中 試験実施中 試験実施中
	3 転圧コンクリート (1)コンシステンシーVC試験 (2)マーシャル突き固め試験 (3)ランマー突き固め試験 (4)コンクリート曲げ強度試験 (5)舗装の温度測定 (6)現場密度測定 (7)コアによる密度測定	コンクリートの種類毎に1回 コンクリートの種類毎に1回 コンクリートの種類毎に1回 コンクリートの種類毎に1回 コンクリートの種類毎に1回 コンクリートの種類毎に1回 コンクリートの種類毎に1回	試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 温度測定中 試験実施中 試験実施中
	4 鋼棒 (1)引張試験 (2)曲げ試験 (3)質量(重量)試験	検査毎に1回	検査実施中
	5 既製杭工 (1)外観検査 (2)浸透探傷試験 (3)放射線透過試験 (4)超音波探傷試験 (5)水セメント比試験 (6)セメントミルクの圧縮強度試験	検査毎に1回 試験毎に1回 試験毎に1回 試験毎に1回 試験毎に1回 試験毎に1回	検査実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中
	6 路床、路盤 (1)粒度試験 (2)平板載荷試験 (3)現場密度測定 (4)設計CBR (路床工) (5)プルーローリング測定	各種路盤毎に1回 路床及び各種路盤毎に1回 路床及び各種路盤毎に1回 材質毎に1回 路床及び下層路盤毎 1000mに1回	試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中

	工 種	撮影基準	撮影箇所
21 品質管理	7 アスファルト舗装 (プラント) (1)粒度 (2)アスファルト量抽出粒度分析 試験 (3)温度測定	合材の種類毎に1回 合材の種類毎に1回 合材の種類毎に1回	試験実施中 試験実施中 試験実施中
	8 アスファルト舗装 (施工) (1)現場密度の測定 (2)温度測定 (3)外観検査 (4)すべり抵抗試験	合材の種類毎に1回 合材の種類毎に1回 合材の種類毎に1回 合材の種類毎に1回	試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中
	9 道路土工 (1)現場密度の測定 (2)プルーフローリング測定 (3)平板載荷試験 (4)現場 CBR 試験 (5)含水比試験  (6)コーン指数の測定 (7)たわみ量	土質毎に1回 工種毎に1回 土質毎に1回 土質毎に1回 降雨後又は含水比の変化が認められた場合  トラフィカビリティが悪い場合 プルーフローリングの不良箇所について実施	試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中 試験実施中  試験実施中 試験実施中
	10 PC橋 プレストレス導入	主桁、横桁・床版毎に1回	締付作業中